

遊漁船業者登録マニュアル

令和6年3月

富山県農林水産部水産漁港課

目 次

1. 遊漁船業とは.....	1
2. 遊漁船業者の登録.....	2
(1) 登録の準備について	2
(2) 登録申請について.....	2
(3) 登録の有効期間について	4
(4) 登録拒否要件.....	4
(参考) 遊漁船業者登録フロー.....	5
3. 変更の届出	6
4. 廃業等の届出.....	7
5. 遊漁船業者の義務.....	8
(1) 業務規程の整備	8
(2) 遊漁船業務主任者.....	8
(3) 気象情報の収集等.....	8
(4) 利用者名簿の備え置き.....	9
(5) 情報の公表	9
(6) 周知させる義務	10
(7) 標識の掲示	10
(8) 名義の利用等の禁止	10
(9) 事故の報告	10
(10) 法定書類、法定備品等の確認	10
6. 申請書等様式.....	11
記入例.....	56

1. 遊漁船業とは

船舶により乗客を漁場（海面及び農林水産大臣が定める内水面（※1）に属するものに限る。）に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法（※2）により魚類その他の水産動植物を採捕（※3）させる事業をいう。

遊漁船業を営む為には、営業所毎にその営業所を管轄する県知事に登録しなければならない。たとえ年に一度営業するだけでも、営利を目的として遊漁船業を営む場合は、登録が必要である。なお、水産動植物の採捕を伴わない島めぐりなどの観光遊覧やダイビング案内業などは遊漁船業には該当しない。

次のような場合は遊漁船業に該当しない。

① 潮干狩り等のように船舶を使用しない場合

（理由）遊漁船業は、船舶を使用するものに限られる。

② 遊漁者にボート等を貸し、遊漁者が自らそのボート等を漕ぎあるいは運転し、漁場に行く形態の事業の場合

（理由）遊漁船業は、釣り客を漁場へ案内する事業である。

③ 佐渡島や伊豆大島への定期便等、運送それ自体が目的である場合

（理由）遊漁船業は、水産動植物を採捕させる事業である。

○ 「農林水産大臣が定める内水面」とは？（※1）

サロマ湖、風蓮湖、温根湖、厚岸湖、霞ヶ浦、北浦及び外浪逆浦（外浪逆浦と霞ヶ浦及び北浦を連絡する水路であって茨城県の区域に属する部分を含む。）、加茂湖、浜名湖、琵琶湖、中海を指し（H1.9.20 農水告 1186）、この中に富山県内の内水面は含まれていない。

○ 「農林水産省令で定める方法」とは？（※2）

富山県では、漁業調整規則により遊漁者（非漁民）が使用又は利用できる漁具漁法が次のものに制限されている。

- ① さお釣及び手釣
- ② たも網及び叉手（さで）網
- ③ 投網（船を使用しないものに限る。）
- ④ やす
- ⑤ 徒手採捕

○「採捕」とは？（※3）

「採り、捕まえること」をいい、自らのために行うか、他人のために行うかを問わない。
また、その対象である水産動植物が他人の占有下にあるか否かを問わない。

したがって、いわゆる船釣りはもちろん、観光定置において既に網にかかっている水産動植物の網揚げを行う等の行為を遊漁船の乗客に行わせる事業も遊漁船業に該当する。

2. 遊漁船業者の登録

(1) 登録の準備について

遊漁船業を営もうとする者は、事前に次の準備をしなければならない。

- ① 農林水産省令で定められた基準を満たした遊漁船業務主任者を選定。（申請者が遊漁船業務主任者になる事もできる。）（※4）
- ② 損害賠償保険に加入する。損害賠償保険等の補償額は、使用する遊漁船毎に船舶検査証書に記載された旅客定員の人数分1人当たり5,000万円以上の補償額が必要。被保険者は申請者とする。なお、磯渡し等を行う場合については、利用定員の人数分について損害賠償保険に加入する必要がある。

○「農林水産省令で定められた基準を満たした遊漁船業務主任者」とは？（※4）

次の要件を全て満たす者とする。

- ① 海技士（航海）又は2級以上の小型船舶操縦士の免許を受けている。
- ② 遊漁船業に関し1年以上の実務経験を有する又は遊漁船業務主任者の指導による30日以上遊漁船における実務研修（1日につき5時間以上実施されるものに限る。）を修了している。
- ③ 遊漁船業務主任者を養成するための講習（以下「遊漁船業務主任者講習会」とする。5年毎に受講しなければならない。）を修了している。

(2) 登録申請について

遊漁船業を営もうとする者は、別表（P3）に掲げる提出書類を、富山県農林水産部水産漁港課漁政担当に提出すること。

富山県農林水産部水産漁港課水産班漁政担当 〒930-8501 富山県富山市桜橋通り5番13号 富山興銀ビル4F TEL 076-444-3294 FAX 076-444-4412
--

別表 遊漁船業者登録申請提出書類（更新の場合も同様）

書 類 名	個人	法人	備 考
1 遊漁船業者登録申請書	○	○	様式第一号
2 誓約書(遊漁船業者)	○	○	様式第二号
3 海技免状又は小型船舶操縦免許証の写	○	○	海技士(航海)又は2級以上の小型船舶操縦士免許(特定操縦免許要)。
4 実務経験・実務研修証明書	○	○	様式第三号 実務経験1年以上又は実務研修30日間(1日につき5時間以上)の期間が必要。
5 遊漁船業務主任者講習会受講修了証明書の写	○	○	5年以内に発行されたもの。
6 誓約書(遊漁船業務主任者)	○	○	様式第四号
7 保険証券又は保険加入者証の写	○	○	乗客1人当たり補償額5,000万円以上。
8 船舶検査証書の写	○	○	有効期限内のもの。
9 登記事項証明書		○	
10 住民票の抄本又はこれに代わる書面	○		3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
11 役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面		○	3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
12 法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面(未成年者の場合)	○		3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
13 遊漁船業務主任者の住民票の抄本又はこれに代わる書面(登録申請者と遊漁船業務主任者が別の場合)	○	○	3ヶ月以内に発行したもの。これに代わる書面は運転免許証等。
14 申請手数料(※5)	○	○	富山県収入証紙 新規20,000円、更新16,000円
15 業務規程	○	○	登録申請時に提出

○申請手数料について(※5)

富山県収入証紙の売りさばき所は、下記URLを参照のこと。

<https://www.pref.toyama.jp/1800/kurashi/seikatsu/zeikin/kj00015361/index.html>

(3) 登録の有効期間について

遊漁船業者登録は、5年ごとに更新を受けなければ、その効力を失う。

登録の更新を受けようとする者は、現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに別表（P3）の必要書類を富山県知事に提出しなければならない。

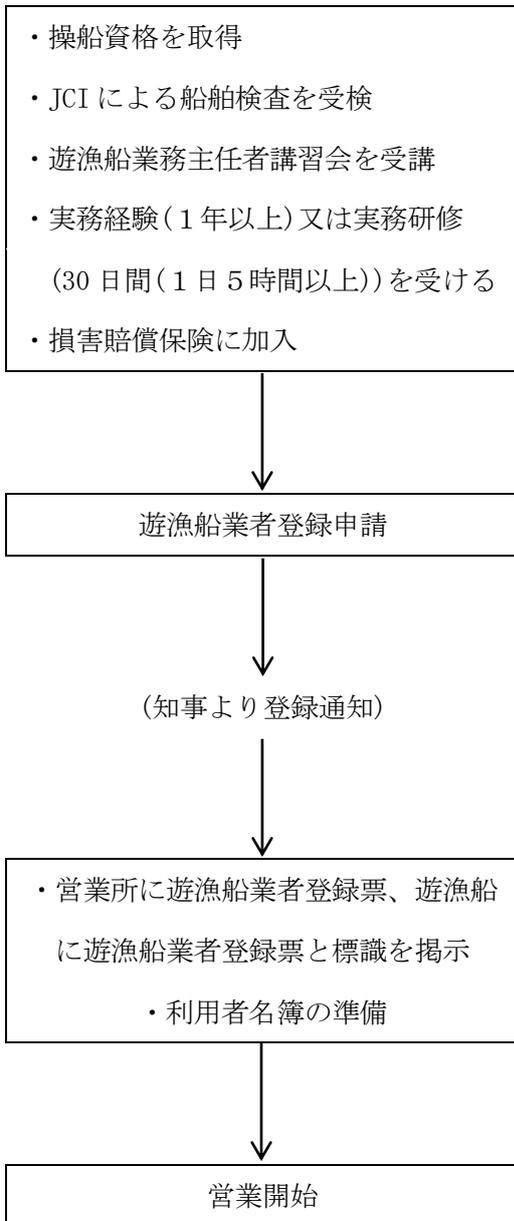
(4) 登録拒否要件

次の事項に該当する場合は、登録できない。

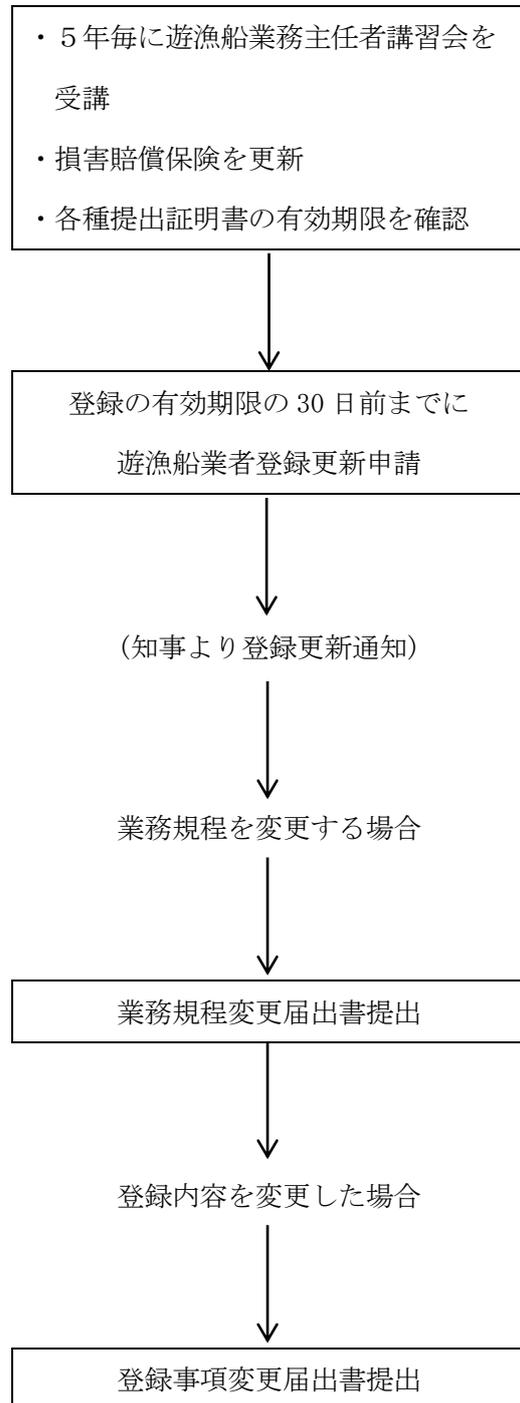
- ① 過去に遊漁船業者登録を取り消され、処分の日から5年が経過していない場合
- ② 過去に遊漁船業者登録を取り消された法人で、登録取り消しの日から30日前までの間に役員であった人が、登録取り消しの後5年を経過せずに申請した場合
- ③ 過去に遊漁船業者登録を取り消され、処分の日から5年を経過していない法人と密接な関係を有する場合
- ④ 遊漁船業者登録の取り消し処分に係る聴聞の通知があった日から、処分が決定するまでの間に廃業し、廃業の届出の日から5年が経過していない場合
- ⑤ 立ち入り検査が行われた日から遊漁船業者登録の取り消し処分に係る聴聞決定予定日までの間に廃業し、廃業の届出の日から5年が経過していない場合
- ⑥ 遊漁船業者登録の取り消し処分に係る聴聞の通知があった日から、処分が決定するまでの間に廃業した法人において、当該通知があった日から60日前までの間に役員であり、廃業の届出の日から5年が経過していない場合
- ⑦ 遊漁船業の停止を命じられ、その停止の期間が経過していない場合
- ⑧ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から5年が経過していない場合
- ⑨ 6つの法律（「遊漁船業の適正化に関する法律」、「船舶安全法」、「船舶職員及び小型船舶操縦者法」、「漁業法」、「水産資源保護法」、「船員法」）又はこれらの法律に基づく命令（都道府県漁業調整規則を含む。）の規程に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行が終わった日、又は執行を受けることがなくなった日から5年が経過していない場合
- ⑩ 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年が経過していない場合
- ⑪ 事業活動を暴力団員が支配している場合
- ⑫ 遊漁船業務主任者を選任していない場合
- ⑬ 損害賠償措置が農林水産省令で定める基準に適合していない場合
- ⑭ 業務規程が農林水産省令で定める基準に適合していない場合
- ⑮ 法人の役員が①、②又は④～⑩に該当する場合
- ⑯ 未成年者の法定代理人が①、②又は④～⑮に該当する場合

(参考) 遊漁船業者登録フロー

新規登録の場合



登録更新の場合



3. 変更の届出

遊漁船業者は、登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、遊漁船業者登録事項変更届出書（様式第五号）に次の書類を添えて、富山県知事に届け出なければならない。

変 更 事 項		添 付 書 類
氏名又は名称及び住所		・住民票の抄本又はこれに代わる書面
法人の代表者の氏名		・登記事項証明書
営業所の名称又は所在地（商業登記の変更を必要とする場合に限る）		・登記事項証明書
使用する遊漁船 遊漁船の名称		・船舶検査証書の写 ・保険証券又は保険加入者証の写
法人の役員の名		・登記事項証明書 ・新たに役員となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書(様式第二号)
未成年者の法定代理人の氏名及び住所	法定代理人の変更	・新たに法定代理人となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書（様式第二号） ・登記事項証明書、役員住民票の抄本又はこれに代わる書面、誓約書(新たな法定代理人が法人である場合)
	法定代理人である法人の名称の変更	・登記事項証明書
	法定代理人である法人の役員の変更	・新たに役員となった者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・誓約書（様式第二号）
遊漁船業務主任者		・新たに選任された遊漁船業務主任者に係る住民票の抄本又はこれに代わる書面 ・実務経験・実務研修証明書（様式第三号） ・誓約書(様式第四号) ・新たに選任された遊漁船業務主任者に係る遊漁船業務主任者講習会受講修了証明証 ・新たに選任された遊漁船業務主任者に係る海技免状又は小型船舶操縦免許証の写
損害賠償保険（更新時も含む）		・保険証券又は保険加入者証の写 ・船舶検査証書の写

4. 廃業等の届出

遊漁船業者が次のいずれかに該当することとなった場合は、その日から 30 日以内に、遊漁船業者廃業等届出書（様式第七号）を富山県知事に届け出なければならない。

廃業事由	届出人
死亡	相続人
法人が合併により消滅	消滅した法人を代表する役員であった者
法人が破産手続開始の決定により解散	破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散	清算人
遊漁船業を廃止	遊漁船業者であった個人又は遊漁船業者であった法人を代表する役員

5. 遊漁船業者の義務

(1) 業務規程の整備

遊漁船業者は、業務規程を定めなければならない。これを変更する場合は、業務規程変更届出書（様式第六号）に変更部分を添付してあらかじめ届け出ること。

なお、業務規程の原本は申請者の手許で保管し、県にはコピーを提出すること。

(2) 遊漁船業務主任者

遊漁船業者は、遊漁船業務主任者を選任し、次の業務を行わせなければならない。

- ① 利用者の安全管理
- ② 漁場の選定
- ③ 利用者が適正に水産動植物を採捕するための指導及び助言
- ④ 利用者が採捕した水産動植物の重量及び数量の確認
- ⑤ 出航前の船舶や設備の検査
- ⑥ 出航前の船長等の酒気帯び、疾病、疲労等の確認・記録
- ⑦ 遊漁船業者に対する、出航に係る判断、利用者の安全確保、漁場の安定的な利用関係の確保等についての意見の提言
- ⑧ 実務研修の実施・記録
- ⑨ 乗務記録の作成・保存
- ⑩ 遊漁船業者への⑤、⑥、⑧及び⑨の記録の提出
- ⑪ 海難その他の異常の事態が発生した場合において、連絡責任者への連絡
- ⑫ その他遊漁船における利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に必要な業務

(3) 気象情報の収集等

遊漁船業者は、遊漁船の出航前に、利用者の安全を確保するため必要な気象及び海象に関する情報を収集しなければならない。それらの情報から判断して利用者の安全の確保が困難であると認めるときは、遊漁船を出航させてはならない。

～解説～

・気象及び海象に関する情報の収集については、出航前にテレビ、ラジオ、電話等により天気予報、気象通報を視聴するとともに、局地的な気象情報を得るため気象観測を心がけ、また他の漁船や遊漁船との連絡を密にして各漁場付近の気象、海象の状況をできる限り詳細に把握しておく必要がある。

・また、組合や僚船にも連絡し、お互いに安全確保に努めなければならない。

(4) 利用者名簿の備え置き

遊漁船業者は、営業所ごとに、利用者名簿を備え置き、これに利用者の氏名、住所等を記載しなければならない。

- ・ 利用者名簿（例）

氏名	住所	性別	年齢	緊急時 連絡先	利用開始年月日時 終了予定年月日時	漁場の位置
		男・女	歳		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	
		男・女	歳		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	
		男・女	歳		年 月 日 時 分 年 月 日 時 分	

- ・ 性別、年齢、緊急時連絡先、利用年月日時、漁場の位置は必ず記入する。
- ・ 乗船、下船時には、この名簿で利用客を確認する。
- ・ 利用者名簿の人員は、船舶検査証書に記入されている旅客定員内の必要がある。
- ・ 利用者名簿は利用終了の日から1週間保存しなければならない。

(5) 情報の公表

遊漁船業者は、次の情報をインターネットにおいて公表しなければならない。

- ① 遊漁船業者登録票（様式第八号）
- ② 標識（様式第九号）
- ③ 損害賠償保険の内容
- ④ 利用者の安全確保及び利益の保護を図るために講じる措置
- ⑤ 業務改善命令を受けた場合は、その内容並びに講じる措置

ただし、以下のいずれかに該当する場合には対象外である。

- ・ 常時使用する従業者の数が1人以下である場合
- ・ 自ら管理するウェブサイトを有していない場合

(6) 周知させる義務

遊漁船業者は、利用者に対し、案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を、次のどちらかの方法により周知しなければならない。

- ① 遊漁船において利用者に見やすいように掲示
- ② 制限事項を記載した書面を利用者に配布

(7) 標識の掲示

遊漁船業者は、営業所及び遊漁船ごとに、公衆の見やすい場所に、定められた様式の標識を掲示しなければならない。

- ① 営業所 … 遊漁船業者登録票（様式第八号）
- ② 遊漁船 … 遊漁船業者登録票（様式第八号）・標識（様式第九号）

(8) 名義の利用等の禁止

遊漁船業者は、その名義を他人に遊漁船業のため利用させてはならない。

(9) 事故の報告

遊漁船業者は、重大な事故を引き起こしたときは、業務規程の別記様式第一号により、速やかに都道府県知事に届け出なければならない。

(10) 法定書類、法定備品等の確認

- ・海技免状、船舶検査証書、船舶検査手帳など法定書類は、手続きもれや期限切れになっていないことを確認し、乗船の際は必ず携帯する。
- ・救命浮き輪、救命胴衣、消火器など法定備品に不足がないように確認して利用客がいつでも使えるようにする。
- ・乗船する利用者の人数が、船舶検査証書の旅客定員をオーバーしないように利用者名簿とチェックする。
- ・船体、機関、通信機等機器類が故障を起こさないよう整備点検し、平常に作動することを確認する。

6. 申請書等様式

様式第一号	遊漁船業者登録申請書
様式第二号	誓約書（登録申請者）
様式第三号	実務経験・実務研修証明書
様式第四号	誓約書（遊漁船業務主任者）
様式第五号	遊漁船業者登録事項変更届出書
様式第六号	業務規程変更届出書
様式第七号	遊漁船業者廃業等届出書
様式第八号	遊漁船業者登録票（営業所及び遊漁船掲示用）
様式第九号	標識（遊漁船掲示用）
様式第十号	業務規程

記入例

様式第一号	遊漁船業者登録申請書
様式第二号	誓約書（登録申請者）
様式第三号	実務経験・実務研修証明書
様式第四号	誓約書（遊漁船業務主任者）
様式第五号	遊漁船業者登録事項変更届出書
様式第六号	遊漁船業者廃業等届出書

表面

遊漁船業者登録申請書			
			証紙貼付欄 (消印してはならない。)
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
<p>この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申請者</p> <p>富山県知事 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () - メールアドレス		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
申請時において既に受けている登録			

裏面

未成年者である場合 の法定代理人の氏名 又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称					
	住 所	郵便番号 (-)	電話番号 () -	メールアドレス		
法定代理人が法人 である場合の フリガナ 代表者の氏名						
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する職員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名						
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）			
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名 称	所 在 地		郵便番号 (-)	電話番号 () -		
			メールアドレス			
法第12条に規定する者（遊漁 船業務主任者）の氏名						
フリガナ 遊漁船の 名 称	損害賠償措置					
	保険契約又 は共済契約 の名称	瀬渡し	遊 漁 船 の 定員	利用 定員	填補限度額 (定員1人当 たりの額)	保険期間
		有・無				年 月 日から 年 月 日まで
他の都道府県知事の登録状況						
登 録 番 号			登 録 番 号			

備 考

- 1 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。
- 2 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 4 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 5 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 6 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう）を行う場合にあつては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

〔登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員〕

年 月 日

申請者

富山県知事 殿

備 考

「〔登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員〕

」については、不要なものを消すこと。

(裏面)

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分のあつた日から五年を経過しないもの
- 三 その者（法人に限る。以下この号において同じ。）と密接な関係を有する次に掲げる法人が第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から五年を経過しない者である者
 - イ その者の株式の所有その他の事由を通じてその者の事業を実質的に支配し、又はその者の事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの（ロにおいて「親会社等」という。）
 - ロ 親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
 - ハ その者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として農林水産省令で定めるもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者（当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法（昭和八年法律第十一号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第四百九十九号）、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）若しくは水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）若しくはこれらの法律に基づく命令（漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。）又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号（第三号を除く。）又は次号のいずれかに該当するもの
- 十二 法人でその役員のうちに第一号、第二号又は第四号から第十号までのいずれかに該当する者があるもの
- 十三 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 十四 第十二条に規定する遊漁船業務主任者を選任していない者
- 十五 第四条第一項第六号に規定する措置が農林水産省令で定める基準に適合していない者
- 十六 業務規程（利用者の安全の確保及び利益の保護に関する事項に係る部分に限る。）が農林水産省令で定める基準に適合していない者

実務経験証明書

() は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者
電話番号

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称（遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
()			年 月 日 から 年 月 日 まで
合計期間			満 年 カ月 日

備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

実務研修証明書

() は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

年 月 日

証明者
電話番号

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名 (遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号)	業務の形態(船釣り、瀬渡し等)	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間 (1日につき5時間以上)
()			年 月 日から 年 月 日まで
()			年 月 日から 年 月 日まで
()			年 月 日から 年 月 日まで
合計期間			満 日

備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和26年法律第149号)に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第 14 条第 2 項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

申請者

富山県知事 殿

備考

○遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項

次の各号のいずれかに該当する者は、遊漁船業務主任者となることができない。

- 一 法第二十条の規定による命令により遊漁船業務主任者を解任され、解任の日から五年を経過しない者
- 二 法第六条第一項第一号、第二号又は第四号から第十一号までのいずれかに該当する者

○遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項関係各号

- 一 第二十一条第一項の規定により登録を取り消され、その処分の日から五年を経過しない者
- 二 遊漁船業者で法人であるものが第二十一条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日前三十日以内にその遊漁船業者の役員であつた者でその処分の日から五年を経過しないもの
- 四 第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る行政手続法(平成五年法律第八十八号)第十五条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は当該処分をしないことを決定する日までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 五 第二十九条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき第二十一条第一項の規定による登録の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として農林水産省令で定めるところにより都道府県知事が当該登録を受けようとする者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある者を除く。)で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 六 遊漁船業者で法人であるものが第四号に規定する期間内に第十条第一項第五号に該当する旨の同項の規定による届出をした場合において、第四号の通知の日前六十日以内に当該届出に係る遊漁船業者(当該遊漁船業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員であつた者で当該届出の日から五年を経過しないもの
- 七 第二十一条第一項の規定により事業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- 八 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 九 この法律、船舶安全法(昭和八年法律第十一号)、船舶職員及び小型船舶操縦者法(昭和二十六年法律第百四十九号)、漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)若しくは水産資源保護法(昭和二十六年法律第三百十三号)若しくはこれらの法律に基づく命令(漁業法第百十九条第二項又は水産資源保護法第四条第一項の規定に基づく規則を含む。)又は船員法(昭和二十二年法律第百号)第百七条の二第一項、第百七条の三第一項、第百七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項の規定に違反し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者
- 十 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者(第十三号において「暴力団員等」という。)
- 十一 遊漁船業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号(第三号を除く。)又は次号のいずれかに該当するもの

遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

届出者

富山県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () - メールアドレス		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

業務規程変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

年 月 日

届出者

富山県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称			
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () - メールアドレス		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号			
登録年月日	年 月 日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日

<p>遊漁船業者廃業等届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">届出者</p> <p>富山県知事 殿</p>	
フリガナ 氏名又は名称	
住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () - メールアドレス
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年 月 日
廃止年月日	年 月 日
廃 止 の 事 由	
<p>死亡</p> <p>合併により消滅</p> <p>破産手続開始の決定により解散</p> <p>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</p> <p>遊漁船業を廃止</p>	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。

← 25cm (遊漁船に掲げる場合にあつては 16cm) 以上 →

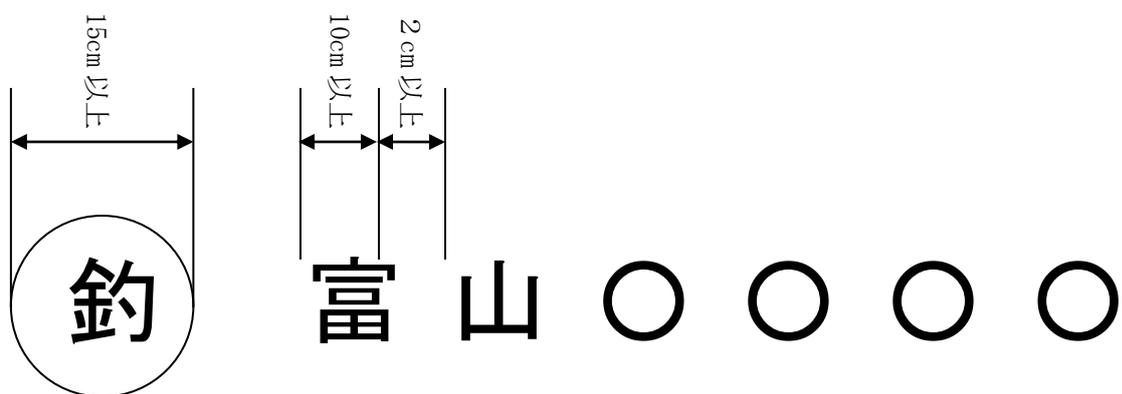
遊 漁 船 業 者 登 録 票	
氏名又は名称	
登録番号	
登録の有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
営業所の所在地	
遊漁船の名称	
遊漁船業務主任者の 氏名	
損害賠償措置の 保険期間	年 月 日から 年 月 日まで

↑ 40cm (遊漁船に掲げる場合にあつては 27cm) 以上 ↓

備 考

- 1 「遊漁船の名称」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船の名称のみとする。
- 2 「遊漁船業務主任者の氏名」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船に乗り組む遊漁船業務主任者の氏名のみとする。
- 3 「損害賠償措置の保険期間」は、遊漁船に掲げる場合にあつては、当該遊漁船に係る損害賠償措置の保険期間のみとする。

様式第九号



備考 各文字及び数字は、次により明瞭に表示すること。

- (1) ○○○○の部分には、当該登録に係る登録番号を表示すること。
- (2) 大きさは10cm以上、太さは1cm以上、間隔は2cm以上とする。

業務規程

登録番号	
登録年月日	
有効期間 満了日	
遊漁船業者の氏名又は名称 (法人の場合は代表者の氏名も 記入)	

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、遊漁船業の業務（以下単に「業務」という。）の実施方法を定め、登録を受けた遊漁船業者（以下「事業者」という。）及びその事業者のもとで業務に従事する者（以下「従業者」という。）が、関係法令に従い、業務を適正かつ円滑に行うことを目的とします。

(法の遵守)

第2条 事業者及び従業者は、遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「法」という。）を遵守します。

2 事業者は、遊漁船業者登録簿（以下「登録簿」という。）に記載されている遊漁船で業務を行うこととし、登録簿に記載されていない船舶は使用しません。

(業務規程の遵守)

第3条 事業者及び従業者は、この規程を遵守し、遊漁船の利用者（以下単に「利用者」という。）の安全を第一に考えるとともに、漁場を円滑に利用するよう努めながら、適正に業務を行います。

2 事業者は、登録簿に記載されている遊漁船の所有権の有無にかかわらず、その遊漁船で業務を行う際には、この規程に従って業務を行い、業務の実施に関する責任は事業者が持ちます。

3 事業者は、この規程に従って業務を行うために、営業所及び遊漁船にこの規程を備え置きます。ただし、営業所における備置きは電子的手段により行うことができます。

4 営業所又は遊漁船において、登録した都道府県知事（以下「知事」という。）、案内する漁場を管轄する都道府県知事、海上保安機関又は警察機関から、この規程の提示を求められたときは、速やかに提示します。

5 事業者は、この規程を変更する場合は、変更後の業務規程により業務を実施する日までに業務規程変更届出書及び変更後の業務規程を知事に届け出ます。

また、業務規程の記載事項のうち遊漁船業務主任者が受けた講習の日時や船長の特定操縦免許の有効期限等、変更前の届出が困難な事項については、変更日の日付で業務規程変更届出書を作成し、根拠書類（特定操縦免許等の写し）とともに届け出ます。

第2章 利用者の安全管理に係る体制等に関する事項

(業務の実施体制等)

第4条 事業者、遊漁船業務主任者（以下「業務主任者」という。）、船長、海上保安機関その他の関係機関との連絡に係る責任者（以下「連絡責任者」という。）、所属する団体及び営業期間は、別表1のとおりです。なお、連絡責任者は、営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と連絡がとれる者を選任します。

2 事業者は、利用者の安全が確保されるよう、従業員の労働環境に十分配慮します。

(船長、業務主任者その他の従業員の確保)

第5条 事業者は、運航する遊漁船の数及びその規格に応じた船長、業務主任者その他の必要な従業員を確保します。

2 前項の従業員の氏名、その有する資格及び講習の有効期間は、別表1のとおりです。

(案内する漁場の位置及び当該漁場における安全管理の体制)

第6条 利用者を案内する漁場及び採捕させる主な水産動植物は、別表2に定めるとおりとします。

2 事業者は、利用者を立入禁止の場所へ案内することはありません。

3 船長及び業務主任者は、案内する漁場において利用者の安全が確保されるよう、別表2に定める安全管理を実施します。

(遊漁船の係留場所等)

第7条 事業者は、遊漁船業を行うに当たって、遊漁船を別表3に定めるところに係留します。

2 利用者が遊漁船に乗降する場所（磯渡し等の漁場で乗降する場所を除く。）は、安全が確保されるよう、別表3に定めるとおりとします。

(利用者の安全の確保を図るために必要な設備の整備等)

第8条 使用する遊漁船の総トン数、長さ、定員、航行区域、通信設備及び救命設備（船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。）、遊漁船の所有、登録簿の記載の状況及び使用状況等は、別表4のとおりです。

2 事業者は、利用者が落水した場合に船上への引揚げを補助できるはしご等を遊漁船に備えます。

(役務の内容の明示)

第9条 利用者に対し、遊漁船の利用に関する契約をする前に、案内する漁場の位置、採捕させる主な水産動植物の種類及び漁場に案内する時間等の役務の内容について、わかりやすいように明示します。

2 気象又は海象等の状況の悪化に伴う出航中止基準及び帰航基準について、利用者に対し、事前

に説明します。

(救命胴衣の着用)

第 10 条 船長及び業務主任者は、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。）の着用に関し、利用者に対し以下の措置を講じます。

- 一 乗船する際の転落に備えるため、救命胴衣を着用させた上で乗船させます。
 - 二 乗船中は、船室内にいる場合を除き、常に救命胴衣を着用させます。
 - 三 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。
 - 四 前三号に掲げるもののほか、気象又は海象等の悪化等、利用者の安全確保のために必要と判断した場合は、救命胴衣を着用させます。
- 2 瀬渡しを行う場合、船長及び業務主任者は、救命胴衣の着用に関し、利用者に対し前項各号の「救命胴衣」を「救命胴衣（国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有するもの。）」と読み替えた措置を講じます。また、瀬渡し先においても、利用者に対し常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。

(出航前の検査及び確認)

第 11 条 船長は、出航前及び帰港後に船舶が航海に支障ないかどうか、航海に必要な準備が整っているかどうかについて、**別表 5 の 1**の項目を点検します。

- 2 船長は、当日出航前検査を実施した事項のほか、船体、機関、諸設備及び諸装置、係留施設（浮き桟橋、岸壁、ビット、防舷材等）、乗降用施設（タラップ、歩み板等）、転落防止施設（ハンドレール、チェーン等）等について、営業日においては、原則として1日1回以上点検を実施します。
- 3 業務主任者は出航前の検査が適切に実施されているかを確認するとともに、その内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年保管します。
- 4 船長及び業務主任者は、前三項の点検中、異常を発見したときは、機器等について修復、交換等の措置を講ずるとともに、必要に応じて出航を中止します。なお、当該施設が漁港管理者その他の者の管理に属するものである場合は、当該施設の管理者に通知して、その修復、交換等を求めます。

(飲酒等の禁止及び健康の確認)

第 12 条 業務主任者は、出航前に、自ら、船長及び乗船しようとする従業者に対し、**別表 5 の 2**に掲げる事項について確認し、確認を行った旨を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を1年間保存します。

- 2 船長、業務主任者及び従業者は、以下のいずれかの状態である場合には、業務を実施しません。
 - 一 飲酒等の後、正常な業務ができない状態
 - 二 呼気1リットル中のアルコール濃度が0.15mg以上である状態
- 3 事業者は、船長、業務主任者及び従業者が、前項各号のいずれかの状態である場合には、業務

を実施させません。

(航行中又は採捕中において船長及び業務主任者が遵守すべき事項)

第 13 条 船長は、船舶安全法（昭和 8 年法律第 11 号）、港則法（昭和 23 年法律第 174 号）、船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和 26 年法律第 149 号）、海上交通安全法（昭和 47 年法律第 115 号）、海上衝突予防法（昭和 52 年法律第 62 号）等の海上における安全法令を遵守して安全な航行をするとともに、航行中の利用者の安全の確保に十分な注意を払います。

2 船長は、利用者に水産動植物を採捕させている間は、他の船舶と衝突しないよう、常時、適切な見張りを行い、他の船舶の動静把握に努めるとともに、適切な操船をするほか、船長及び業務主任者は、利用者の安全の確保を図るために、**別表 6**に定めるとおりに行動します。

(出航中止基準)

第 14 条 事業者は、**別表 7**に定める出航中止基準によって、遊漁船の出航を判断します。出航中止基準に基づき出航中止が決まった場合は、直ちに船長に出航中止を指示します。

2 船長及び業務主任者は、自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象又は海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、出航中止基準に達しない状況においても出航を保留し、事業者と協議することとします。この際、業務主任者は、事業者による遊漁船の出航に係る判断に関し、必要な意見を述べることとし、事業者と船長及び業務主任者の出航についての判断がそれぞれ異なる場合は、出航を見合わせるものとします。

(帰航基準)

第 15 条 船長及び業務主任者は、**別表 7**に定める帰航基準に達した場合又は自らの経験や気象及び海象等の予測情報等に基づき気象若しくは海象等の状況が悪化し利用者が危険になると予測される場合は、遊漁船を安全な場所に帰航させるまでに要する時間を考え、遊漁船を漁場から帰航させます。

(気象又は海象等が悪化した場合の対処)

第 16 条 船長は、気象又は海象等の状況が悪化した場合は、**別表 8**に定めるとおりに対処します。

2 船長及び業務主任者は、気象又は海象等が悪化した場合は、前条及び前項にある必要な措置をとった上で、連絡責任者に連絡します。

(海難その他の異常の事態が発生した場合の対処及び体制)

第 17 条 海難その他の異常の事態（以下「海難等」という。）が発生した場合は、次のことを基本として、船長、業務主任者及び従業者が必要な措置を講じます。

- ① 人命の安全の確保を最優先とします。
- ② 事故の拡大防止のための措置を講じます。
- ③ 利用者の不安を除去するための措置を講じます。

- 2 船長及び業務主任者は、海難等が発生したときは、前項の必要な措置をとり、利用者の安全の確保をはかった上で、別表 9 に定める連絡方法により、速やかに海上保安機関その他の関係機関（以下「海上保安機関等」という。）に連絡をします。その後、連絡責任者に事故の状況を連絡します。
- 3 連絡責任者は、海難等の発生を知ったときは、ただちに医療救護が必要な場合は救急車の手配及び医療機関への連絡等必要な措置をとるとともに、速やかに利用者の自宅に連絡します。
- 4 法に基づき、法第 19 条の基準に該当する事故が起きた場合には、速やかに、知事にその概要及び事故処理の状況等について別記様式第 1 号によって報告します。

第3章 業務の適正な運営を図るための従業者の教育に関する事項

(従業者等の教育・訓練)

第18条 事業者は、法で定められた業務主任者の選任基準に適合させるように、業務主任者に遊漁船業務主任者講習（以下「業務主任者講習」という。）を受講させます。

2 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適正に業務を実施できるよう、この規程の内容及び地域の気象及び海象等、漁場のルール等についての教育を実施するほか、業務主任者講習以外の都道府県等が開催する講習があった場合は積極的に参加します。

3 事業者は、自ら、船長及びその従業者が適確に落水者を救助できるよう、落水者の発生を想定した定期的な訓練を行います。

第4章 その他遊漁船業の実施に関し必要な事項

(安全に関する情報の収集及び伝達)

第19条 事業者は、利用者の安全の確保を図るため、遊漁船の出航前及び出航してから帰航するまでの間、別表10(1)のとおり情報を収集し、出航の中止及び帰航等を判断するとともに、遊漁船で業務を行う船長又は業務主任者に対し、確実に伝達及び必要な指示を行います。

(安全の確保のために利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第20条 業務主任者は、利用者に対し、別表11の方法により同表に定める内容を出航前及び漁場において周知します。

2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

(情報公表に関する事項)

第21条 事業者は、法に基づき、利用者の安全の確保及び利益の保護を図るために講じた措置及び講じようとする措置等の情報として、別表4、6、7、8、10、11 **そのもの**に加え、別表12に掲げる情報及びその他の安全管理のために特別に実施している取組の内容をインターネットに公表します。

〔備考〕自身のウェブサイト等を持っていない等インターネットでの公表が難しい場合には「インターネットに公表します」の部分を「営業所において、利用者にわかりやすいよう掲示します」等とすること。

(漁場の安定的な利用の確保等に関する情報の収集及び伝達)

第22条 事業者は、漁場の安定的な利用関係の確保を図るため、遊漁船の出航前に、別表10(2)に定める情報を収集し、遊漁船で業務を行う業務主任者に確実に伝えます。

(水産動植物を採捕する際に利用者が遵守すべき事項の周知及び指示)

第23条 事業者又は事業者から指示を受けた業務主任者は、法第16条に基づいて、利用者に対し、別表13の方法により同表に定める案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容を確実に周知します。

2 業務主任者は、周知した遵守事項を利用者が遵守していないときは、遵守するように指示します。

3 業務主任者は、利用者を保護するため、別表13の定めるところにより、利用者が違法な採捕等を行わないよう行動します。

(乗務記録)

第 24 条 業務主任者は、乗船したときは、当該乗船に関する事項について、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第 15 条の規定に基づき、別記様式第 2 号のとおり乗務記録を作成し、事業者に提出します。事業者はその記録を 1 年間保存します。

(実務研修の記録)

第 25 条 業務主任者は、規則第 14 条の規定に基づく実務研修を行った際は、規則第 15 条の規定に基づき、別記様式第 3 号のとおり実務研修の内容を記録し、事業者に提出します。事業者はその記録を 1 年間保存します。

(水産施策への協力)

第 26 条 事業者は、水産基本法（平成 13 年法律第 89 号）第 6 条第 2 項に定めたとおり、水産動植物の採捕及びこれに関する活動を行うに際しては、国及び地方公共団体が行う水産に関する施策の実施について協力します。

2 事業者は、地方公共団体の指導に従い、漁業者、他の遊漁船業者等の漁場の利用者（以下「漁業者等」という。）と協力をして、秩序ある漁場利用を図るとともに、漁場保全及び資源保護に努めます。

3 業務主任者は、利用者に対し、利用者が採捕した水産動植物について、国及び地方公共団体が取り組む採捕量調査に協力するよう指導します。

(地域の取決め等の尊重)

第 27 条 事業者は、案内する漁場について、漁業者等との調和のとれた利用及び保全並びに資源保護を図るため、法に基づく協議会や海面利用協議会等の地域での話し合いの場に積極的に参加し、漁業者等との話し合いを促進するよう努めます。

2 事業者は、遊漁船業を営む区域内に、法に基づく協議会において協議が調った漁場利用の取決め等がある場合は、それらの内容について尊重します。

3 事業者は、案内する漁場において海面利用協議会が推奨している漁場利用協定や漁場慣行等がある場合は、それらのうち水産動植物の採捕及び漁場利用に係る内容について尊重します。

(漁具破損の防止)

第 28 条 船長は、案内する漁場において定置網その他の漁具が設置されている場合は、漁具を破損させないように、漁具に近寄らない等適切な方法で業務を行います。

(遊漁中に発生したゴミ等の取扱い)

第 29 条 業務主任者は、利用者に対し、遊漁中に発生した不要となった漁具その他のゴミ等を漁場や港に捨てないよう指導をします。

2 業務主任者及び従業者は、業務の中で生じたゴミ等は持ち帰り、帰航後に適切に処理します。

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 1 業務の実施体制等

事業者の氏名又は名称（法人にあっては代表者の氏名も記入）				
業務主任者		氏名	業務主任者講習の 修了証明書の日付	
船長		氏名	特定操縦者 免許の資格	特定操縦者 免許の有効期間
連絡責任者※		氏名	住所（連絡先）	メールアドレス
従業者※の人数		人		
ホームページ等インターネット上で公表する情報を公表する手段の有無※ （該当に○）		（ ） 有 （ ） 無		
所属している団体等 （該当するもの全て を記入）	漁業協同組合	事業協同組合 企業協同組合等	任意団体	法第 28 条に基づく 協議会
	名称			
	連絡先			
営業期間 （該当に○）	（ ） 通年 （ ） 月 日 ～ 月 日			
遊漁船	船名	船舶検査証の航行区域	船舶検査証の有効期間	
上記の遊漁船のうち同時に営業する隻数 隻 ※同時に営業する隻数に対して、船長及び業務主任者の数が不足する場合はその理由を記載 ()				

※連絡責任者：営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。

※連絡責任者の連絡先は携帯電話があれば優先して記載。

※従業者：事業者の下で常時従事する者（船長、業務主任者、その他乗組員、連絡責任者等）。

※インターネットでの公表が不可能な場合は、営業所において、利用者にわかりやすいよう提示。

登録番号				氏名又は名称			
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /		

別表2 案内する漁場の位置及び安全管理の体制

案内する漁場を 管轄する都道府県名	
----------------------	--

安全管理を行う者	業務主任者
----------	-------

船釣り

船名	時 期	案内する 漁場の位置※	採捕させる主な 水産動植物の種類	漁場における安全管理の方法（該当に○）
				<input type="checkbox"/> 周囲の見回り <input type="checkbox"/> 船内の見回り <input type="checkbox"/> 乗客の安全管理（体調、救命胴衣着用の確認等） <input type="checkbox"/> 僚船・陸上との情報交換（気象・海象等） <input type="checkbox"/> 航行に影響しかねない漂流物の確認等 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

瀬渡し

船名	時 期	案内する 漁場の位置 ※	採捕させる主な 水産動植物の種類	漁場における安全管理 の方法（該当に○）
				<input type="checkbox"/> 定期的な巡回 <input type="checkbox"/> 利用者への定時連絡 <input type="checkbox"/> 乗降時の安全確認 <input type="checkbox"/> 救命胴衣着用の確認 <input type="checkbox"/> 僚船・陸上との情報交換 (気象・海象等) <input type="checkbox"/> その他()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

その他 ()

船名	時 期	案内する 漁場の位置 ※	採捕させる主な 水産動植物の種類	漁場における安全管理 の方法（該当に○）
				<input type="checkbox"/> 周囲の見張り <input type="checkbox"/> 船内の見回り <input type="checkbox"/> 作業中の安全確認 <input type="checkbox"/> 乗客の安全確認（体調、 救命胴衣着用の確認等） <input type="checkbox"/> 僚船・陸上との情報交換（気 象・海象等） <input type="checkbox"/> 航行に影響しかねない漂 流物の確認 <input type="checkbox"/> その他()

※案内する漁場の位置については、地図・海図等がある場合は添付。

登録番号				氏名又は名称			
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /		

別表3 遊漁船の係留場所等

	遊漁船 の名称	主要な時期	係留等場所の 位置・名称	係留等場所・施設 の管理者
遊漁船の 係留場所				
利用者の 乗降場所				

登録番号			氏名又は名称			
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /	

別表4 (全 枚の 枚目) 遊漁船の総トン数又は長さ、定員及び通信設備等

整理 番号	遊漁船の 名称	船舶番号 漁船登録番号等	総トン数	長さ	旅客定員又 は利用定員	業務形態 主たる業務：◎ その他全て：○	
		航行区域（該当に○）					
		遊漁船の使用状況（該当に○）					
		遊漁船の記載状 （該当に○）	通信設備※ の状況 （該当に○）	救命設備※1 の状況 （該当に○）			
船舶の所有状況 （該当に○）							
			トン	m	人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し※2 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海							
<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用							
<input type="checkbox"/> 単独記載 <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB（非常用位置等 発信装置）					
<input type="checkbox"/> 自己所有船舶 <input type="checkbox"/> 他者所有船舶	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> AIS（船舶自動識別装置） <input type="checkbox"/> その他 ()					
			トン	m	人	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し※2 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	
<input type="checkbox"/> 平水・ <input type="checkbox"/> 限定沿海・ <input type="checkbox"/> 沿海・ <input type="checkbox"/> 遠洋、近海							
<input type="checkbox"/> 遊漁船専用・ <input type="checkbox"/> 漁船と兼用・ <input type="checkbox"/> 他使用と兼用							
<input type="checkbox"/> 単独記載 <input type="checkbox"/> 重複記載	<input type="checkbox"/> 業務用無線 <input type="checkbox"/> 衛星電話	<input type="checkbox"/> 改良型救命いかだ <input type="checkbox"/> EPIRB（非常用位置等 発信装置）					
<input type="checkbox"/> 自己所有船舶 <input type="checkbox"/> 他者所有船舶	<input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> AIS（船舶自動識別装置） <input type="checkbox"/> その他 ()					
重複記載※3 している場合 の事由	<input type="checkbox"/> 多客期にチャーターするため <input type="checkbox"/> その他 ()						

※1 通信設備及び救命設備については、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するものであること。

※2 利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業態を指し、磯渡し、筏渡し、防波堤渡し、沖で干出する場所での潮干狩り等が該当（法令等で立入禁止の場所に渡すことはできない）。

※3 他の事業者の遊漁船として登録簿に記載されている船舶を当該事業者の遊漁船としても記載されているもの。

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表5の1 出航前の検査関係

船体の検査	
1	船体に亀裂や破口はないか。
2	エンジンルームや船底のビルジ（汚水）の量は普段より多くないか。
エンジンの検査	
3	航海計画に見合った燃料は十分にあるか。
4	燃料コック（バルブ）は開いているか。 燃料フィルターやセジメンター（油水分離器）にゴミや水分の混入はないか。
5	エンジンオイル（潤滑油）の量は十分か。
6	冷却清水の量は十分か。
7	バッテリーの液量は十分か。また、ターミナルは十分締め付けられているか。 バッテリーの耐用年数は切れていないか。
救命設備等その他の検査	
8	救命胴衣を着用したか。利用者に救命胴衣を着用させたか。
9	通信手段の充電量、予備バッテリーを確認したか。
10	気象・海象情報、水路情報は確認したか。
11	船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合した通信設備及び救命設備を搭載しているか。
12	落水者救助用の梯子は使用可能か。
13	瀬渡しの際に使用するステップ等は搭載しているか。
14	釣具・漁具等が安全な状態に設置・格納されているか。
エンジン始動後のエンジンの状態確認	
15	回転計、冷却水温度計、油圧計、電流計、電圧計は正常値を指しているか。
16	冷却用の海水は通常どおりの量や勢いで排出されているか。
17	エンジンから異常な音やにおいは出していないか。

出航前検査記録簿

確認項目	/	/	/	/	/	/
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
備考 (異常時の 対応等)						
確認者名						

※確認時に項目に✓を入れる。

別表5の2 発航前の船長及び従業者への酒気帯びの有無・健康確認

酒気帯びの有無	
1	顔色、呼気の臭い、応答の状況により酒気帯びの有無。
2	アルコール検査器による検査。
健康状態の確認	
3	安全に業務を行える状態か。

アルコール等検査記録簿

氏名	検査日時	検査場所	検査者	アルコール検査器の検査結果(数値)	酒気帯びの有無	業務の実行可否	備考

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表6 安全の確保のため船長及び業務主任者が遵守すべき事項

<p>航行中及び利用者が水産動植物を採捕している間、船長及び業務主任者は以下のとおり行動します。</p> <p>○一般的事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航から帰航するまでの間は、飲酒はしません。また、酒気を帯びて漁場に案内しません。 ・ 航行中、波の影響により船体が動揺するときは、波の状況について適切な見張りを行うとともに、波に対する進路の変更を行い、かつ、安全な速力まで十分な減速を行うことにより、船体動揺の軽減に努めます。 ・ 航行中、波の影響により船体が動揺して危険が予想されるときは、利用者に対して動揺が比較的小さい船体中央より後方の部分に乗船するよう指導します ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、救命胴衣（船に備え付けられ、又は持ち込まれた、船舶の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合するものをいいます。以下同じ。）を着用します。 ・ 乗船中は、船室内にいる場合を除き、利用者に常に救命胴衣を着用させます。 ・ 12歳未満の小児には、乗船中は、常に救命胴衣を着用させます。 ・ 利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における岩場、浅瀬、河川域、防波堤、定置網、養殖施設等を調査し、危険性の評価を行い、特に危険と認められる場所について、別添にとりまとめ、安全に航行できる航路、避険線等の設定を行います。 ・ 航行中はGPSプロッター等を利用して自船の位置を確認し、上記で設定した航路の航行、避険線に基づいた安全な航行を行います。 ・ 随時、気象や海象等に関する情報収集を行い、気象又は海象等の状況の悪化等、利用者の安全の確保のために必要と判断される場合は、船室内においても利用者に救命胴衣を着用させます。 ・ その他（ ） <p>○船釣りをする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者を案内している間は、船長及び業務主任者は自ら釣りをしません。 <p>○瀬渡しをする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全確認のため、渡した磯等を定期的に巡回します。 ・ 磯等において、利用者には常に国土交通省が定める要件と同等以上の性能を有する救命胴衣を着用させます。 ・ 磯等において採捕を終了した利用者を収容し帰航する際、利用者が遊漁船に乗船していることを確認します。 <p>○体験漁業（観光定置、観光底びき等）をする場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者が網揚げ等をしている間、利用者に危険が生じないよう安全に操業します。

別添

利用者の乗降場所から漁場又は漁場から漁場までの間における特に危険と認められる場所（該当箇所を記入）	
岩場	
浅瀬	
河川域	
防波堤	
定置網	
養殖施設	
その他	
自船の位置及び設定した航路の航行並びに避険線に基づいた航行の確認方法	

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表7 出航中止基準及び帰航基準

出航中止基準	出航の可否の判断は、以下の方法により行います。(該当に○)					
	() 単独の判断	() 団体による判断				
	<p>出航地や案内する漁場、出航地から案内する漁場までの間において、以下のいずれかの状況となっている場合、出航を中止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報、津波警報・注意報の発令中 出航地の波高 <input type="text"/> m以上 出航地の風速 <input type="text"/> m以上 出航地の視程 <input type="text"/> m未満 落雷のおそれがあるとき 事業者、船長又は業務主任者のうち、いずれか1名でも危険と判断したとき その他 () 	<p>出航中止の判断は、以下のとおり行います。</p> <p>①出航中止を判断する団体名 <input type="text"/></p> <p>②上記団体の代表者、連絡先</p> <table border="1"> <tr> <td>代表者</td> <td><input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>連絡先</td> <td><input type="text"/></td> </tr> </table> <p>③団体の構成員の氏名又は名称及び登録番号別紙1のとおり</p> <p>④出航中止の判断の方法別紙2のとおり</p>	代表者	<input type="text"/>	連絡先	<input type="text"/>
代表者	<input type="text"/>					
連絡先	<input type="text"/>					
帰航基準	<p>案内する漁場において、以下のいずれかの状況に至った場合、帰航することとします。</p> <ul style="list-style-type: none"> 海上警報（風、霧等）、波浪警報の発令 利用者に急病人やケガ人が出たとき 漁場における波高 <input type="text"/> m以上 漁場における風速 <input type="text"/> m以上 漁場における視程 <input type="text"/> m未満 落雷のおそれがあるとき 上記の他、利用者の安全の確保が困難になると予想されるとき その他 () 					

登録番号			氏名又は名称		
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /

別表8 気象又は海象等の状況が悪化した場合の対処

気象又は海象等の状況が悪化した場合の避難する場所	出航した港等に帰航できない場合は、以下の場所に避難をします。	
	案内する漁場の位置	避難する港
	上記の他、帰航を判断した場所から最も近く安全に避難できる場所に避難します。	

瀬渡し（磯、筏、防波堤等渡し）の業務を行う場合	
磯等と遊漁船との間の連絡方法※ （該当に○）	<input type="checkbox"/> 携帯電話 <input type="checkbox"/> 衛星電話 <input type="checkbox"/> 利用者に渡した発煙筒 <input type="checkbox"/> その他（ ）
磯等に遊漁船の旅客定員を超えて利用者を渡す業務の形態の場合にあっては、緊急的に利用者を収容し帰航させる方法	
津波警報、注意報が発令された場合の対応	

- ※連絡手段の通信設備については、船舶の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。
- ※気象又は海象等が悪化した場合は、必要な措置をとった上で、速やかに連絡責任者に連絡する。

登録番号				氏名又は名称			
作成日	/ /	変更日	1: / /	2: / /	3: / /		

別表 9 事故発生時等の連絡方法

連絡手段 ()

遊漁船

連絡手段 ()

連絡手段 ()

連絡手段 ()

電話

電話

利用者の自宅
最寄りの医療機関

海上保安機関 (Tel : 118)
警察機関 (Tel : 110)
救急機関 (Tel : 119)

連絡責任者※ :
(Tel :)
(e-mail :)

都道府県担当部署 :
(Tel :)
(Fax :)
(e-mail :)

※業務主任者の連絡手段 (携帯電話がある場合)

業務主任者の氏名	電話番号 メールアドレス

船長の氏名	電話番号 メールアドレス

※遊漁船の連絡手段 () 業務用無線、() 衛星電話、() その他 () (該当に○)

※連絡責任者：営業中は陸上において洋上の船長及び業務主任者と常に連絡が取れる者。
 ※連絡責任者の電話番号について、携帯電話があれば優先して記載する。
 ※連絡手段の通信設備は、船の種類や航行区域等に応じて国土交通省が定める要件に適合するもの。

登録番号		氏名又は名称	
作成日	／／	変更日	1: 1: 2: 3: 2: 3: 2: 3: 2: 3:

別表 10 情報を収集すべき事項

<p>(1) 利用者の安全の確保に必要な情報</p>	出航地における波高、風速、視程
	出航中止を判断する団体の出航判断等に関する情報
	水路通報、気象・津波・海上警報等の情報
	乗船する利用者数 (12歳未満の小児が含まれる場合は、その人数)
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における安全確保に関する情報 立入禁止区域に関する情報
<p>(2) 漁場の安定的な利用関係の確保に必要な情報</p>	法第16条に基づき利用者に周知する必要がある「案内する漁場における水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容」について、当該漁場を管轄している都道府県知事が提供している情報
	漁場利用協定や漁場慣行等について、案内する漁場を管轄する都道府県に設置されている海面利用協議会が提供している情報
	法に基づく協議会において協議が調った事項や海面利用協議会等で定められた事項など、地域における漁場の安定利用に関する情報

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 11 安全の確保のため周知すべき内容及び方法

周知の方法 (該当に○)	<input type="checkbox"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。 <input type="checkbox"/> 遊漁船の乗船前に書面を配布、回覧する。 <input type="checkbox"/> 営業所のモニター又はタブレット端末等の電子機器で視聴してもらう (ウェブサイトに周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む)。
周知する内容	○一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 出航から帰航するまでの間、船長及び業務主任者の指示に従うこと ・ 遊漁船の航行中はむやみに立ち歩かないこと ・ 航行中、波の影響により船体が動揺することがあるときは、動揺が比較的 小さい船体中央より後方の部分に乗船すること ・ 天候急変時の帰航決定について船長の指示に従うこと ・ 救命胴衣等の救命設備の保管場所及び使用方法 ・ 落水者の船上への引揚げを補助するはしご等の保管場所及び使用方法 ・ 落水者の発生等、非常時の場合における他の利用者への救助協力 ・ 乗船中は船室内にいる場合を除き、救命胴衣(船に備え付けられ、又は持 ち込まれた、船の種類や航行区域に応じて国土交通省が定める要件に適合 するもの)を着用すること ・ その他 () ○瀬渡しの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 瀬渡し中及び磯等の上においては国土交通省が定める要件と同等以上の性 能を有する救命胴衣を着用すること ・ 磯等で緊急事態が発生した場合における遊漁船との連絡方法 ・ その他 ()
漁場において口頭で説 明する。	○一般的事項 <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内する漁場において注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・ その他 () ○瀬渡しの場合 <ul style="list-style-type: none"> ・ 磯等からの帰航時間 ・ 磯等で天候が急変した場合における避難場所 ・ 安全管理の手法(定期巡回、携帯電話等での連絡) ・ 船から磯、磯から船に渡る際に注意すべき事項 (自由記載(必須)) ・ その他 ()

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表12 公表する情報

損害賠償保険について公表する情報

船名	利用者1人当たりの 填補限度額	利用定員又は 旅客定員	契約期間

業務改善命令について公表する情報

事業者名	
命令を受けた日	
命令を受けた理由	
命令の内容	
命令を受けて講じた(講じようとする) 措置	

登録番号		氏名又は名称	
作成日	/ /	変更日	1: / / 2: / / 3: / /

別表 13 法第 16 条に基づく周知の内容及び方法等

周知の方法 (該当に○)	<input type="checkbox"/> 遊漁船に周知内容を掲示する。 <input type="checkbox"/> 遊漁船の乗船前に書面で配布、回覧をする。 <input type="checkbox"/> 営業所のモニター又はタブレット端末などで視聴してもらう（ウェブサイト）に周知事項をまとめた動画等の視聴等を含む。
周知する内容	<p>案内する漁場における、以下の関係法令等に基づく水産動植物の採捕に関する制限又は禁止及び漁場の使用に関する制限の内容（漁具及び漁法の制限、水産動植物の大きさの制限、採捕禁止となっている水産動植物の種類等）を周知します。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 水産資源保護法に基づく爆発物、有毒物の使用禁止 ② 漁業法及び水産資源保護法に基づく省令（瀬戸内海漁業取締規則等） ③ 都道府県漁業調整規則 ④ 海区又は連合海区漁業調整委員会の指示 ⑤ 広域漁業調整委員会の指示 ⑥ 事業者が所属する団体が当事者となっている漁場利用協定（沿岸漁場整備開発法に基づき届出されたもの） ⑦ 事業者が所属する漁業協同組合が定めた資源管理規程（水産業協同組合法に基づき認定を受けたもの。） ⑧ 法に基づく協議会において協議が調った事項 ⑨ その他都道府県が提供している情報 <p>上記の関係法令等に基づき、あるいは国や地方公共団体による採捕量調査への報告が求められている水産動植物を利用者が採捕した場合には、採捕量調査への協力をするよう周知します。</p>
利用者保護のために業務主任者が遵守すべき事項	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県漁業調整規則又は海区、連合海区若しくは広域漁業調整委員会の指示によって定められた水産動植物の採捕禁止区域（利用者に採捕させる水産動植物に係るものに限る。）に案内しません。 ・周知した大きさの制限以下の水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・周知した採捕禁止となっている水産動植物が相当程度採捕された場合は、漁場の位置を変更します。 ・その他（ ）

別記様式第1号

都道府県 遊漁船業担当者 あて

法第19条に基づく重大事故の報告書（第 報）

報告年月日			
事故発生の日時及び場所		年	月 日 時頃
遊漁船の名称			
事業者の氏名又は名称（法人の場合は代表者の氏名も記入）			
連絡先	(TEL)	(e-mail)	
事業者の登録番号			
報告者名（事業者が報告した場合は不要）			
連絡先	(TEL)	(e-mail)	
事故の種類（該当に○）	<input type="checkbox"/> 衝突事故、 <input type="checkbox"/> 乗揚・座礁事故、 <input type="checkbox"/> 転覆事故 <input type="checkbox"/> 滅失（沈没）事故、 <input type="checkbox"/> 火災事故 <input type="checkbox"/> 機関等故障、 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>		
事故の原因			
乗船した船長の氏名			
乗船した業務主任者の氏名			
事故発生時の気象・海象等の状況			
死亡者、行方不明者及び負傷者の数、負傷者の負傷の程度	死亡者数	名	
	行方不明者数	名	
	負傷者数	名	医師の治療を要する期間 日
損壊した物及び損壊の程度			
死亡者又は行方不明者がある場合には、その者の氏名その他参考になる情報			
当該事故について講じた措置			
事故時の業務の形態（該当に○）	<input type="checkbox"/> 船釣り <input type="checkbox"/> 瀬渡し <input type="checkbox"/> その他		
乗船した利用者の数	名		
備考			

※随時、明らかになった事実について追記・修正したものを提出。

別記様式第2号 乗務記録

年月日			
開始時刻			
終了時刻			
開始場所 (終了場所)			
乗船した船長の氏名			
乗船した遊漁船業務主任者の氏名			
乗船した従業者の氏名			
遊漁船の名称			
気象及び海象等の状況			
案内した漁場の位置			
利用者の数			
利用者が採捕した主な水産動植物			
重大な事故又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、その概要及び原因※			
気象若しくは海象等の状況が悪化した場合又は海難その他の異常の事態が発生した場合には、連絡責任者に連絡した旨及び内容			
遊漁船業者に対し、出航判断に関する意見、利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する意見をした場合には、その旨及び内容			
その他			

※法第19条に基づき都道府県知事に報告する重大事故に加え、重大事故ではない事故等（海難その他の異常の事態）についても、乗務記録には記載し、日頃の安全管理に活用します。

別記様式第3号 実務研修記録

日 数	研修者名	実施時間	研修実施者 (遊漁船業務 主任者)	氏名	
				経験年数	
	実施日		業務の形態※ 1	実施海域	研修内容 ※2
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					

※1：業務の形態は、船釣り、瀬渡し、その他（具体的に）のいずれかを記載。

※2：研修内容は、別紙の項目の数値を記載。

項目	内容
1. 利用者の安全管理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 出航前検査 ・ 救命設備・通信設備の使用手法 ・ 利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明 ・ 営業中の利用者数の確認 ・ 気象・海象等の情報の収集手法 ・ 海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理 ・ 業態（船釣り、瀬渡し、漁業体験等）や案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理 等
2. 漁場の選定	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁場の選定に係る情報収集 ・ 魚群探知機等の使用手法の習得 等
3. 利用者への指導・助言	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水産動植物を採捕するための指導及び補助（釣り方、磯渡しの仕方、安全確認等） ・ 乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けされているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼 等
4. 気象等が悪化した際の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 連絡体制、対応手順の確認 ・ 漁場ごとの避難港の確認 ・ 落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施）
5. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ 乗務記録の作成手法 ・ 関係法令等の知識の習得 ・ 上記に関連した業務 等
6. 習熟度確認	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1～5の内容について習熟度を確認

実務研修習熟度確認表（様式例）

項目	内容	業態		
		船釣り	瀬渡し	その他
利用者の安全管理	出航前検査			
	救命設備・通信設備の使用方法			
	利用者に対する遵守すべき事項や出航中止、帰港基準等の説明			
	営業中の利用者数の確認			
	気象・海象等の情報の収集方法			
	海域の特性（水温、波高）に応じた安全管理			
	案内する漁場における水産動植物の採捕に係る安全管理			
漁場の選定	漁場の選定に係る情報収集			
	魚群探知機等の使用方法の習得			
利用者への指導・助言	水産動植物を採捕するための指導及び補助			
	乗客が採捕した水産動植物（特にクロマグロ等採捕報告が義務付けされているもの）の確認及び国が行う採捕量調査への協力の依頼			
気象等が悪化した際の対応	連絡体制、対応手順の確認			
	漁場ごとの避難港の確認			
	落水者の発生を想定した定期訓練の実施（研修期間内に1回以上実施）			
その他	乗務記録の作成手法			
	関係法令等の知識の習得			
	上記に関連した業務			

表面

遊漁船業者登録申請書		証紙貼付欄 (消印してはならない。)	
登録の種類	新規・更新	※登録番号	
		※登録年月日	年 月 日
<p style="text-align: center;">この申請書により、遊漁船業者の登録の申請をします。</p> <p style="text-align: right; color: red;">令和6年 4月 1日</p> <p style="text-align: right; color: red;">申請者 神通 一郎</p> <p style="text-align: left;">富山県知事 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称	ジンスウ イチロウ 神通 一郎		
住 所	郵便番号 (000-0000) 富山県〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 (000) 000-0000 メールアドレス 0000@000		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名			
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）
申請時において既に受けている登録		なし	

裏面

未成年者である場合の法定代理人の氏名又は名称及び住所	フリガナ 氏名又は名称					
	住 所	郵便番号 (-) 電話番号 () - メールアドレス				
法定代理人が法人である場合のフリガナ代表者の氏名						
法定代理人が法人である場合の役員（業務を執行する職員、取締役又はこれらに準ずる者）の氏名及び役名						
フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）	フリガナ 氏 名	役職（常勤・非常勤）			
営業所の名称及び所在地						
フリガナ 名 称	所 在 地 郵便番号 (〇〇〇-〇〇〇〇) 電話番号 (〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇 メールアドレス 〇〇〇〇@〇〇〇					
ジズウエイギョウショ 神通営業所		富山県〇〇市〇〇町〇番地				
法第 12 条に規定する者（遊漁船業務主任者）の氏名	神通 一郎					
フリガナ 遊漁船の名称	損害賠償措置					
	保険契約又は共済契約の名称	瀬渡し	遊漁船の定員	利用定員	填補限度額 (定員1人 当たりの額)	保険期間
ジズウマル 神通丸	△△社 □□保険	存・無	□人	△人	5,000万円	令和6年4月1日から 令和7年4月1日まで
他の都道府県知事の登録状況						
登 録 番 号			登 録 番 号			
なし			なし			

備 考

- 1 電子的申請や証紙の貼付けの有無等については、登録を受けようとする都道府県が定めるところにより行うこと。
- 2 ※印のある欄には、記入しないこと。
- 3 記入欄が不足する場合は、枠を拡大し又は行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入し添付すること。
- 4 「新規・更新」については、不要なものを消すこと。
- 5 「営業所の名称及び所在地」の欄には、登録を受けようとする都道府県の営業所だけでなく全ての営業所について記載すること。
- 6 「損害賠償措置」の欄については、瀬渡し（利用者を特定の場所に下船させて水産動植物を採捕させる業務をいう）を行う場合にあっては、遊漁船の定員及び利用定員（利用者を下船させる特定の場所の利用定員。同時に複数業態の遊漁船業を実施する場合にはその各定員の合計。）を記載すること。

(表面)

誓 約 書

下記の者は、遊漁船業の適正化に関する法律第6条第1項各号に該当しない者であることを誓約します。

（
登録申請者
~~登録申請者の役員~~
~~登録申請者の法定代理人~~
~~登録申請者の法定代理人の役員~~
）

令和6年 4月 1日

申請者 神通 一郎

富山県知事 殿

備 考

「（
登録申請者
登録申請者の役員
登録申請者の法定代理人
登録申請者の法定代理人の役員
）

」については、不要なものを消すこと。

実務経験証明書

(**神通 一郎**) は、遊漁船業に関し、下記のとおり一年以上の実務経験を有することに相違ないことを証明します。

令和6年 4月 1日

証明者 **神通 一郎**
電話番号 **000-000-0000**

使用者である遊漁船業者の氏名又は名称（遊漁船業者の登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	業務を実施した海面等	実務経験の期間
神通 一郎 (富山県知事第△△△△号)	船釣り	富山湾	令和2年 3月 31日 から 令和6年 3月 31日 まで
合計期間			満 4年 0ヵ月 0日

備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。

実務研修証明書

(**神通 一郎**) は、遊漁船業に関し、下記のとおり 30 日以上の実務研修を修了したことに相違ないことを証明します。

令和6年 6月 1日

証明者 **早月 二郎**
電話番号 **000-000-0000**

実務研修を指導した遊漁船業務主任者の氏名（遊漁船業務主任者を選任した遊漁船業者名及び登録番号）	業務の形態（船釣り、瀬渡し等）	実務研修を実施した海面等	実務研修を実施した期間（1日につき5時間以上）
早月 二郎 (富山県知事第△△△△号)	船釣り	富山湾	令和6年4月1日から 令和6年5月11日まで
()			年 月 日から 年 月 日まで
()			年 月 日から 年 月 日まで
合計期間			満 40 日

備 考

- この証明書は、被証明者1人について、証明者別に作成すること。
- 船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和26年法律第149号）に基づく海技免状又は小型船舶操縦免許証の写し及び第14条第1項第3号に基づく修了証明書の写しを添付すること。
- 実務研修の実施基準は別途農林水産大臣が定める。

誓 約 書

選任した遊漁船業務主任者は、遊漁船業の適正化に関する法律施行規則第14条第2項各号のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和6年 4月 1日

申請者 神通 一郎

富山県知事 殿

遊漁船業者登録事項変更届出書

この届出書により、次のとおり変更の届出をします。

令和6年 4月 1日

届出者 **神通 一郎**

富山県知事 殿

フリガナ 氏名又は名称	ジンスウ イチロウ 神通 一郎		
住 所	郵便番号 (000-0000) 富山県〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 (000) 000-0000 メールアドレス 0000@000		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号	富山県知事第△△△△号		
登録年月日	令和5年 4月 1日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
損害賠償保険の 契約期間	令和5年4月1日 から 令和6年4月1日 まで	令和6年4月1日 から 令和7年4月1日 まで	令和6年4月1日
損害賠償保険の 金額	3,000万円/人	5,000万円/人	令和6年4月1日

<p>業務規程変更届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり変更の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和6年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">届出者 神通 一郎</p> <p>富山県知事 殿</p>			
フリガナ 氏名又は名称	ジズウ イチロウ 神通 一郎		
住 所	郵便番号 (000-0000) 富山県〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 (000) 000-0000 メールアドレス 0000@000		
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名			
登録番号	富山県知事第△△△△号		
登録年月日	令和5年 4月 1日		
変更に係る事項	変 更 前	変 更 後	変更年月日
遊漁船業務主任者 の追加	神通 一郎	神通 一郎 早月 二郎	令和6年4月5日

様式第七号

<p>遊漁船業者廃業等届出書</p> <p>この届出書により、次のとおり廃業等の届出をします。</p> <p style="text-align: right;">令和6年 4月 1日</p> <p style="text-align: right;">届出者 神通 一郎</p> <p>富山県知事 殿</p>	
フリガナ 氏名又は名称	ジズウ イチロウ 神通 一郎
住 所	郵便番号 (000-0000) 富山県〇〇市〇〇町〇番地 電話番号 (000) 000-0000 メールアドレス 0000@000
法人である場合の フリガナ 代表者の氏名	
登録番号	富山県知事第△△△△号
登録年月日	令和4年 11月 1日
廃止年月日	令和6年 4月 1日
廃 止 の 事 由	
<p>死亡</p> <p>合併により消滅</p> <p>破産手続開始の決定により解散</p> <p>合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散</p> <p>遊漁船業を廃止</p>	

備 考

「廃止の事由」については、不要なものを消すこと。